



飼養衛生管理基準のポイント 第 36 号

令和 3 年 12 月 28 日

～ IV-33 家きんの出荷又は移動時の健康観察 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「家きんの出荷又は移動時の健康観察」です。

(基準本文)

33 家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

家きんを介して病原体が拡散するのを防止するための内容じゃ。出荷といっても、素びな、廃鶏、食鳥など様々じゃな。



出荷先が農場の場合だけ気をつければいいんじゃないの？



出荷先が他の農場の場合は特に重要じゃが、廃鶏や食鳥の場合でも、運搬車両や出荷先の施設を介した拡散の可能性を考えんといかんのじゃ。



確かにね。出荷のときにインフルエンザの症状を見逃してたら、出荷先や車両が共通する農場にも影響があるかもしれないものね。



そうなんじゃ。出荷前の健康観察は、取引上も必要なこととしてやっていると思うが、特に、肉垂などのチアノーゼやうずくまりといった症状がないか、よく確認してほしいんじゃよ。観察記録も忘れずにな！



もう一つ。死体や鶏糞を移動させる場合は、羽毛や液体が漏れ出さないよう、車両や容器などに注意してほしいぞ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

